

## 随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

| 契約日               | 件 名   | 契約金額（税込）（単位：円） |             |             | 担当所属名                | 契約の相手方の名称           | 根拠法令                  | 種別 | プロポーザル等の企画提案<br>方式による決定の有無 | 学識経験者等の市職員<br>以外の者の参加の有無 | 学識経験者等の市職員<br>以外の者の参加者数 |
|-------------------|---|----------------|-------------|-------------|----------------------|---------------------|-----------------------|----|----------------------------|--------------------------|-------------------------|
|                   |   | 当初             | 変更経過        | 最終（現時点）     |                      |                     |                       |    |                            |                          |                         |
| 001<br>令和6年04月01日 | 令和6年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務      | 11,300,000     | ①11,800,000 | 11,500,000  | 環境政策局地球温暖化対策室        | 公益財団法人京都市環境保全活動推進協会 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品 | 有                          |                          |                         |
| 002<br>令和6年05月17日 | 令和6年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託                    | 11,165,000     |             | 10,637,000  | 環境政策局地球温暖化対策室        | 中外テクノス・晶和電気工業共同企業体  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品 | 有                          |                          |                         |
| 003<br>令和6年05月07日 | 令和6年度「京・資源めぐるプラン」の中間見直しに向けた基礎調査               | 8,987,000      |             | 8,987,000   | 環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課 | 株式会社エックス都市研究所       | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品 | 有                          |                          |                         |
| 004<br>令和6年12月01日 | 令和6年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託（その2）          | 151,250,000    |             | 151,250,000 | 環境政策局適正処理施設部施設整備課    | クボタ環境エンジニアリング株式会社   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品 |                            |                          |                         |
| 005<br>令和6年11月29日 | 東北部クリーンセンターに係る周辺住民健康調査委託                      | 5,650,420      |             | 5,650,420   | 環境政策局適正処理施設部施設管理課    | 一般社団法人京都府医師会        | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品 |                            |                          |                         |
| 006<br>令和7年02月04日 | 京都市東北部クリーンセンター計装設備用伝送器                        | 9,020,000      |             | 9,020,000   | 環境政策局東北部クリーンセンター     | 島津システムソリューションズ株式会社  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品 |                            |                          |                         |
| 007<br>令和6年10月31日 | 令和6年度京都市東部山間埋立処分地浸出水処理施設点検整備委託                | 59,400,000     |             | 59,400,000  | 環境政策局埋立事業管理事務所       | クボタ環境エンジニアリング株式会社   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品 |                            |                          |                         |
| 008<br>令和7年01月22日 | コマツ製タイヤショベル（型式 WA200-6-72795号機）タイヤ及びホイール等交換修繕 | 5,720,000      |             | 5,720,000   | 環境政策局埋立事業管理事務所       | コマツカスタマーサポート株式会社    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 物品 |                            |                          |                         |

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更①) 令和6年9月17日

(変更後) 令和7年3月24日

### 4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区深草池ノ内町13

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 11,300,000円

(変更①) 11,800,000円

(変更後) 11,500,000円

### 7 契約内容

C O 2 の排出が少ないライフスタイルへ転換するための仕掛けとして、令和4年度及び令和5年度に創出及び実証したプロジェクトの推進及び新規プロジェクトを創出することで、脱炭素ライフスタイルへの転換を加速させる。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(変更①) 公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金から本事業のプロジェクトに対して寄付金を受領したため、寄付額相当分を増額。

(変更後) 仕様書において、企業等連携によるプロジェクトの実証支援に係る経費を「合計額1,400千円（税込）」としていたが、支援実績が合計額1,100千円（税込）となつたことから、実績に応じて減額変更を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

#### 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、選定委員会を開催した結果、1者から応募があり、選定基準を上回ったため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年5月17日

(変更後) 令和7年3月10日

### 4 履行期間

令和6年5月17日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

中外テクノス・晶和電気工業共同企業体

大阪市淀川区西中島7丁目1-5 辰野新大阪ビル2階

代表者 中外テクノス株式会社

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 11,165,000円

(変更後) 10,637,000円

### 7 契約内容

- (1) 特定事業者の事業者排出量削減計画書制度（オンライン講習、データベース管理支援等）
- (2) 準特定事業者のエネルギー消費量等報告制度（オンライン講習、省エネ・最適化診断、ZEB化可能性調査等）

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和6年6月及び8月に準特定事業者を対象に省エネ診断の募集を行ったところ、応募のあった事業者数は12者であった。当初契約時の仕様書では「省エネ・最適化診断を行うことが可能な事業者数は15者以上」としていたが、履行期間内に15者以上の事業者を診断することが困難なため、委託仕様書の第2章3(2)イに掲げる「ただし応募者数が15者に満たない場合は、未実施数に応じて支払額を見直すものとする。」の規定に基づき、実績に応じて減額変更を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度「京・資源めぐるプラン」の中間見直しに向けた基礎調査

### 2 担当所属名

環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

### 3 契約締結日

令和6年5月7日

### 4 履行期間

令和6年5月7日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島五丁目9番1号

株式会社エックス都市研究所

### 6 契約金額（税込み）

8,987,000円

### 7 契約内容

「京・資源めぐるプラン（一般廃棄物処理基本計画）」の中間見直しに向けて、新たな資源循環施策を比較・検討するとともに、観光ごみやイベントごみの量を推計・分析するもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては廃棄物分野に関する高い専門知識及び各種調査結果を的確に解析できる高度な処理能力が必要であることから、高度な技術力の保持等、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルにより契約相手方を選定した。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

審査委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託（その2）

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和6年12月1日

### 4 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
クボタ環境エンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

151,250,000円

### 7 契約内容

北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

北部クリーンセンターは、燃やすごみ等を受け入れ、焼却処理を行うとともに蒸気タービン発電機で熱回収を行う施設である。また、公害防止対策として、自動燃焼装置（ICC）による完全燃焼や湿式ガス洗浄塔、触媒脱硝塔による排ガス処理、排水についても排水処理設備による有害物質の除去を行っている。

北部資源リサイクルセンターは、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、資源ごみという。）を受け入れ、袋や異物を除去し、アルミ缶、スチール缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後に、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

いずれも発注仕様書に基づく性能発注により建設された廃棄物処理施設であり、本施設のプラント設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことからプラント設備の点検、補修、調整等の保守管理業務においては、公開されていない専門的なプラントメーカーの独自技術が必要となる。

本委託業務において必要な機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるクボタ環境エンジニア

アリング株式会社と随意契約を締結している。

なお、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境エンジニアリング株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

東北部クリーンセンターに係る周辺住民健康調査委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

### 3 契約締結日

令和6年1月29日

### 4 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京東梅尾町6

一般社団法人京都府医師会

### 6 契約金額（税込み）

5,650,420円

### 7 契約内容

協定書に基づく東北部クリーンセンター周辺住民の健康調査の実施

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件調査は、単に受診者の身体状況を調査（検査）するのではなく、医学的見地から、この調査結果を基に分析、判断をしなければならない。また、この調査結果を公表するに当たり、あらゆる角度から分析した結果を成果物として提出させるため、各専門的分野からの意見等を聴取できる能力や機関、さらには意見集約できる能力を有する必要がある。

健康調査は実施日に確実に実施する必要があることから、不特定多数の方の受診に対応でき、不測の事態が発生した場合でも、代替職員の手配等の対応が可能な者に委託する必要がある。

府医師会に委託した場合は、健康調査に向けて調査内容等を検討するための環境保全対策委員会が新たに医師会内に設置されることとなるが、この段階から地区医師会より複数の地元医師が参画するため、地元状況を把握したうえでの分析が可能であり、本事業に必要な調査・分析能力を有しているほか、会員総数4,380名（令和6年4月1日現在）の府医師会は、会に所属する医師との連携により、確実な検査の履行が可能である。なお、地区医師会への他府県からの依頼は原則受けられない旨確認できており、府医師会があるにもかかわらず、本市が他府県の医師会へ業務を委託することはできない。

以上のことから、本事業に必要な分析能力を有し、確実な検査体制の構築が可能であり、特定の医療機関、医師に偏ることなく公平・公正な立場での検査結果が望め、住民からの信頼を得ることができる府医師会以外に契約できる者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)イ(イ))に基づき、隨

意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市東北部クリーンセンター計装設備用伝送器

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部東北部クリーンセンター

### 3 契約締結日

令和7年2月4日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地  
島津システムソリューションズ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

9,020,000円

### 7 契約内容

伝送器更新に向けて部品の購入を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

東北部クリーンセンターで使用している伝送器は、(株)島津製作所のグループ会社である島津システムソリューションズ(株)が独自の技術により設計製造している特殊製品であり、一般には流通していない。このため、当該部品は島津システムソリューションズ(株)以外からの調達ができない。以上の理由から島津システムソリューションズ(株)と随意契約を締結するものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市東部山間埋立処分地浸出水処理施設点検整備委託

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部埋立事業管理事務所

### 3 契約締結日

令和6年10月31日

### 4 履行期間

令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市浜1丁目1番地1号  
クボタ環境エンジニアリング株式会社

### 6 契約金額（税込み）

59,400,000円

### 7 契約内容

東部山間埋立処分地浸出水処理施設の定期点検整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

浸出水処理施設は、東部山間埋立処分地において浸出する汚水（浸出水）を法基準以下に処理し、下水道へ放流するための施設であり、処理量は一日当たり約1,000～1,500m<sup>3</sup>である。浸出水は、多様な有機物質が含まれており、性状が極めて不安定であり、また、降雨により水量が大きく変動し、水質も急激に変化する。当施設は、このような状況に対応し、処理後の浸出水の水質を所定の範囲内に保つ必要がある。

浸出水を処理するためのプラント（機械設備）は、刻々と変化する浸出水原水の流入量や水質に対し、処理量と薬品注入量を総合的に調整する等の高度な性能が要求される。このため、浸出水処理設備は、性能発注方式によって建設しており、プラントメーカー独自のノウハウに基づいて、各装置を製造、構成し、コンピュータープログラムにより制御する等、プラントメーカー独自の特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントとなっている。

浸出水処理の一連のシステムに所要の性能を発揮させるための整備については、プラントメーカーの独自技術に関する知識、情報等を有していることが必要であり、各装置が一体となってその性能を発揮するように調整されており、プラント全体の性能を確保し、性能保証に係る責任の所在を明らかにするためには、基幹部分を一括して、プラントメーカーに整備、調整させることが必要となる。

以上のとおり、本委託業務の実施に当たっては、設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報、メーカー独自技術に関する知識、情報等を有していることが不可欠となるが、同情報等は他社

には公開されておらず、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがいないことから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため。

建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境エンジニアリング株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

#### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

#### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

コマツ製タイヤショベル（型式 WA200-6-72795号機）タイヤ及びホイール等交換修繕

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部埋立事業管理事務所

### 3 契約締結日

令和7年1月22日

### 4 履行期間

令和7年1月23日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府向日市森本町高田17番地  
コマツカスタマーサポート株式会社

### 6 契約金額（税込み）

5,720,000円

### 7 契約内容

コマツ製タイヤショベル（型式 WA200-6-72795号機）タイヤ及びホイール等の交換

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

タイヤ及びホイール等交換に必要な部品については、製造元である当該業者のみが保有しているため、他業者では必要なタイヤ及びホイール及び付属部品が入手困難であり修繕ができないため、当該事業者と契約を締結した。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり